



平成 18 年 10 月 24 日

各 位

会 社 名 千代田インテグレ株式会社
代 表 者 名 代表取締役社長 小池光明
(コード番号 6915 東証一部)
問 合 せ 先 法務広報室長 沖崎壮二郎
(TEL 03-3542-3225)

定款一部変更に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、平成 18 年 11 月 29 日開催予定の第 51 回定時株主総会に「定款一部変更の件」を付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 変更の理由

- (1) 「会社法」(平成 17 年法律第 86 号) が平成 18 年 5 月 1 日に施行されたことに伴い、次のとおり当社定款を変更するものであります。
 - ① 株主の皆さまへの周知性の向上と手続き等の合理化を図るため、現行第 4 条に定める公告方法を電子公告に変更し、併せて電子公告ができない場合の措置を定めるものであります。
 - ② 会社法第 189 条第 2 項の規定に従い、単元未満株主の権利行使できる内容を明確にするため、第 10 条(単元未満株式を有する株主の権利)を新設するものであります。
 - ③ 取締役会の機動的な運営を図るため、その決議について書面等による承認を行うことができるよう、第 26 条(取締役会の決議の省略)を新設するものであります。
 - ④ 社外監査役が期待される役割を十分に発揮できるようにするとともに、社外適任者の招聘に備えるため、会社との間に責任限定契約を締結できるよう、第 36 条(社外監査役の責任免除)を新設するものであります。
 - ⑤ その他、会社法施行に伴う規定の加除・修正等所要の変更を行うものであります。
- (2) 現状と将来を見据えて、会社の目的を追加するものであります。
- (3) 監査体制の強化充実を図る目的で監査役の員数を増員するものであります。
- (4) 上記の変更に伴う条数の繰下げ、表現の明確化、文言の整備等所要の変更を行うものであります。

2. 定款変更の内容

変更の内容は別紙のとおりであります。

3. 日程

定款変更のための株主総会開催日 平成 18 年 11 月 29 日(水)
定款変更の効力発生日 平成 18 年 11 月 29 日(水)

以上

(別紙)

「定款変更の内容」

(下線部分は変更箇所)

現行定款	変更案
第1章 総則	第1章 総則
(商号)	(商号)
第1条 (条文省略)	第1条 (現行どおり)
(目的)	(目的)
第2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。	第2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。
1. フェルト、不織布、グラスウール、電気製品部品、自動車部品、文具製品部品、クッション材、断熱材に関する合成樹脂商品の販売。	1. フェルト、不織布、グラスウール、電気製品部品、自動車部品、文具製品部品、クッション材、断熱材に関する合成樹脂商品の販売。
2. 前号物品の加工及び之に関連する金属加工並びに同加工品の販売。	2. 前号物品の加工及び之に関連する金属加工並びに同加工品の販売。
3. 医療機器の製造販売。	3. 医療機器の製造販売。
4. 損害保険代理業。	4. 損害保険代理業。
5. インテリア製品の施工、販売。	5. インテリア及びエクステリア製品の施工、販売。
6. 手芸材料、手芸製品及び関連商品の企画、製造、販売。	6. 手芸材料、手芸製品及び関連商品の企画、製造、販売。
7. 織物卸売業。	7. 織物卸売業。
8. 衣料用繊維製品及び服装雑貨の販売。	8. 衣料用繊維製品及び服装雑貨の販売。
9. 刺繍製品の企画、製造、販売。	9. 刺繍製品の企画、製造、販売。
10. 通信販売業。	10. 通信販売業。
11. 一般日用品雑貨の販売。	11. 一般日用品雑貨の販売。
(新設)	12. <u>前各号に関する情報及び役務の提供。</u>
12. 前各号に附帯する一切の業務。	13. <u>前各号に附帯する一切の業務。</u>
(本店の所在地)	(本店の所在地)
第3条 (条文省略)	第3条 (現行どおり)
(新設)	<u>(機関の設置)</u>
(公告の方法)	第4条 当社は、取締役会、監査役、監査役会及び会計監査人を置く。
第4条 当社の公告は、日本経済新聞に掲載する。	(公告方法)
第2章 株式	第5条 当社の公告方法は、 <u>電子公告とする。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、日本経済新聞に掲載して行う。</u>
(発行する株式の総数)	第2章 株式
第5条 当社の発行する株式の総数は、3,260万株とする。	(発行可能株式総数)
(新設)	第6条 当社の発行可能株式総数は、3,260万株とする。
(自己株式の取得)	<u>(株券の発行)</u>
第6条 当社は、 <u>商法第211条ノ3第1項第2号の規定により、取締役会の決議をもって自己株式を買受けることができる。</u>	第7条 当社の株式については、株券を発行する。
(1単元の株式の数)	(自己の株式の取得)
第7条 当社の1単元の株式数は、100株とする。	第8条 当社は、 <u>会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議をもって、市場取引等により自己の株式を取得することができる。</u>
(単元未満株券の不発行)	(単元株式数及び単元未満株券の不発行)
第8条 <u>当社は、1単元の株式の数に満たない株式(以下単元未満株式という)に係わる株券を発行し</u>	第9条 当社の単元株式数は、100株とする。
	2. <u>当社は、単元未満株式に係る株券を発行しないことができる。</u>
	(削除)

<p>ない。</p> <p>(新設)</p> <p>(名義書換代理人)</p> <p>第9条 当社は、株式につき名義書換代理人を置く。</p> <p>2. 名義書換代理人及びその事務取扱場所は、取締役会の決議により選定し、これを公告する。</p> <p>3. 当社の株主名簿、実質株主名簿（以下株主名簿等という）及び株券喪失登録簿は、名義書換代理人の事務取扱場所に備え置き、株式の名義書換、質権の登録又は抹消、信託財産の表示又は抹消、株券の交付、単元未満株式の買取り及び諸届出の受理等株式に関する事務は、名義書換代理人に取扱わせ、当社においてはこれを取扱わない。</p> <p>(株主等の届出)</p> <p>第10条 株主、登録質権者又はその法定代理人は、その氏名、住所及び印鑑を当社の名義書換代理人に届け出るものとする。ただし、署名の習慣ある外国人は、署名鑑をもって印鑑に代えることができる。</p> <p>2. 外国に居住する株主、登録質権者又はその法定代理人は、日本国内に仮住所又は代理人を定めて、これを当社の名義書換代理人に届け出るものとする。その変更があった場合も同様とする。</p> <p>(基準日)</p> <p>第11条 当社は、毎年8月31日の最終の株主名簿等に記載又は記録された議決権を有する株主（実質株主を含む。以下同じ）をもって、その決算期に関する定時株主総会において権利を行使することができる株主とする。</p> <p>2. 前項のほか必要ある場合には、取締役会の決議により、あらかじめ公告のうえ、一定の日における最終の株主名簿等に記載又は記録された株主又は登録質権者をもって、その権利を行使することができる株主又は質権者とする。</p> <p>(株式取扱規程)</p> <p>第12条 当社の株券の種類並びに株式の名義書換、質権の登録又は抹消、信託財産の表示又は抹消、株券の交付、単元未満株式の買取り、株券喪失登録手続き及び諸届出の受理等株式に関する事務取扱及び手数料については、取締役会の定める株式取扱規程による。</p>	<p>(単元未満株式についての権利)</p> <p>第10条 当社の株主（実質株主を含む。以下同じ。）は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。</p> <p>1. 会社法第189条第2項各号に掲げる権利</p> <p>2. 会社法第166条第1項の規定による請求をする権利</p> <p>3. 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当ておよび募集新株予約権の割当てを受ける権利</p> <p>(株主名簿管理人)</p> <p>第11条 当社は、株主名簿管理人を置く。</p> <p>2. 株主名簿管理人及びその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定め、これを公告する。</p> <p>3. 当社の株主名簿（実質株主名簿を含む。以下同じ。）、新株予約権原簿及び株券喪失登録簿の作成並びに備置きその他の株主名簿、新株予約権原簿及び株券喪失登録簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当社においては取扱わない。</p> <p>(削除)</p> <p>(削除)</p> <p>(株式取扱規程)</p> <p>第12条 当社の株式に関する取扱い及び手数料は、法令または本定款のほか、取締役会において定める株式取扱規程による。</p>
---	---

<p style="text-align: center;">第3章 株主総会</p> <p>(招集時期) 第13条 (条文省略)</p> <p style="text-align: center;">(新設)</p> <p>(招集者及び議長) 第14条 (条文省略) (決議の方法) 第15条 株主総会の決議は、法令又は本定款に別段の定めがある場合を除き、出席した株主の議決権の過半数をもってこれを行う。</p> <p>2. <u>商法第343条の規定によるべき株主総会の決議は、総株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもってこれを行う。</u></p> <p>(議決権の代理行使) 第16条 株主は、当会社の議決権を有する他の株主を代理人として、議決権を行使することができる。</p> <p>2. 前項の場合、株主又は代理人は、<u>代理権を証する書面を株主総会ごとに当会社に提出しなければならない。</u></p> <p>(株主総会の議事録) 第17条 株主総会の議事録には、議事の経過の要領及びその結果を記載し、議長並びに出席した取締役がこれに記名捺印する。</p> <p>2. <u>株主総会の議事録は、その原本を決議の日から10年間本店に備え置き、その謄本を5年間支店に備え置く。</u></p> <p style="text-align: center;">第4章 取締役及び取締役会</p> <p>(取締役の員数) 第18条 (条文省略) (取締役の選任) 第19条 取締役は、株主総会において選任する。</p> <p>2. 取締役の選任については、<u>総株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもってこれを行う。</u></p> <p>3. 取締役の選任決議は、累積投票によらない。</p> <p>(取締役の任期) 第20条 取締役の任期は、<u>就任後2年内の最終の決算期</u>に関する定時株主総会終結の時までとする。</p> <p>(役付取締役) 第21条 <u>取締役会の決議により、取締役の中から取締役社長1名を選任し、必要に応じて取締役会長1名、専務取締役2名及び常務取締役若干名を置くことができる。</u></p> <p style="text-align: center;">(新設)</p>	<p style="text-align: center;">第3章 株主総会</p> <p>(招集時期) 第13条 (現行どおり) (定時株主総会の基準日) 第14条 <u>当会社の定時株主総会の議決権の基準日は、毎年8月31日とする。</u></p> <p>(招集権者及び議長) 第15条 (現行どおり) (決議の方法) 第16条 株主総会の決議は、法令または本定款に別段の定めがある場合を除き、出席した<u>議決権を行使することができる株主の議決権の過半数</u>をもって行う。</p> <p>2. <u>会社法第309条第2項に定める議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う。</u></p> <p>(議決権の代理行使) 第17条 株主は、当会社の議決権を有する他の株主<u>1名</u>を代理人として、<u>その議決権</u>を行使することができる。</p> <p>2. 前項の場合、株主又は代理人は、<u>株主総会ごとに代理権を証明する書面</u>を当会社に提出しなければならない。</p> <p style="text-align: center;">(削除)</p> <p style="text-align: center;">第4章 取締役及び取締役会</p> <p>(員数) 第18条 (現行どおり) (選任方法) 第19条 取締役は、株主総会において選任する。</p> <p>2. 取締役の選任については、<u>議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数</u>をもって行う。</p> <p>3. 取締役の選任決議は、累積投票によらない。</p> <p>(任期) 第20条 取締役の任期は、<u>選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のもの</u>に関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <p>(代表取締役及び役付取締役) 第21条 <u>取締役会は、その決議によって代表取締役を選定する。</u></p> <p>2. <u>取締役会は、その決議によって取締役会長、取締役社長各1名、取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を定めることができる。</u></p>
--	---

<p>(代表取締役)</p> <p><u>第 22 条</u> <u>取締役社長は当会社を代表する。</u></p> <p>2. <u>取締役会の決議により、取締役会長、専務取締役及び常務取締役の中から、当会社を代表すべき取締役を選任することができる。</u></p> <p>(業務執行)</p> <p>第 23 条 (条文省略) (顧問及び相談役)</p> <p>第 24 条 (条文省略) (取締役の報酬及び退職慰労金)</p> <p><u>第 25 条</u> <u>取締役の報酬及び退職慰労金は、株主総会の決議により定める。</u></p> <p>(取締役会の招集者及び議長)</p> <p>第 26 条 (条文省略) (取締役会の招集通知)</p> <p>第 27 条 (条文省略) (取締役会の決議)</p> <p><u>第 28 条</u> <u>取締役会の決議は、取締役の過半数が出席し、その議決権の過半数をもってこれを行う。</u></p> <p>(新設)</p> <p>(取締役会の議事録)</p> <p><u>第 29 条</u> <u>取締役会の議事録には、議事の経過の要領及びその結果を記載し、議長並びに出席した取締役及び監査役がこれに記名捺印する。</u></p> <p>2. <u>取締役会の議事録は、決議の日から 10 年間本店に備え置く。</u></p> <p>(取締役会規程)</p> <p>第 30 条 (条文省略)</p> <p>(新設)</p> <p>第 5 章 監査役及び監査役会 (監査役の員数)</p> <p>第 31 条 当会社の監査役は、<u>4</u>名以内とする。 (監査役の選任)</p> <p>第 32 条 監査役は、株主総会において選任する。</p> <p>2. <u>監査役の選任については、総株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもってこれを行う。</u></p> <p>(監査役の任期)</p> <p>第 33 条 監査役の任期は、<u>就任後 4 年内の最終の決算期</u>に関する定時株主総会終結の時までとする。</p> <p>2. <u>補欠により、選任された監査役の任期は、前任者の残任期間と同一とする。</u></p> <p>(常勤監査役)</p> <p>第 34 条 監査役は、その互選により常勤の監査役を定</p>	<p>(削除)</p> <p>(業務執行)</p> <p>第 22 条 (現行どおり) (顧問及び相談役)</p> <p>第 23 条 (現行どおり)</p> <p>(削除)</p> <p>(取締役会の招集者及び議長)</p> <p>第 24 条 (現行どおり) (取締役会の招集通知)</p> <p>第 25 条 (現行どおり)</p> <p>(削除)</p> <p>(取締役会の決議の省略)</p> <p><u>第 26 条</u> <u>当会社は、会社法第 370 条の要件を充たしたときは、取締役会の決議があつたものとみなす。</u></p> <p>(削除)</p> <p>(取締役会規程)</p> <p>第 27 条 (現行どおり) (報酬等)</p> <p><u>第 28 条</u> <u>取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益(以下、「報酬等」という。)は、株主総会の決議によって定める。</u></p> <p>第 5 章 監査役及び監査役会 (員数)</p> <p>第 29 条 当会社の監査役は、<u>5</u>名以内とする。 (選任方法)</p> <p>第 30 条 監査役は、株主総会において選任する。</p> <p>2. <u>監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</u></p> <p>(任期)</p> <p>第 31 条 監査役の任期は、<u>選任後 4 年以内に終了する事業年度のうち最終のもの</u>に関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <p>2. <u>任期の満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。</u></p> <p>(常勤監査役)</p> <p>第 32 条 監査役会は、その決議によって常勤の監査役</p>
---	---

<p>める。</p> <p><u>(監査役の報酬及び退職慰労金)</u></p> <p>第 35 条 <u>監査役の報酬及び退職慰労金は、株主総会の決議により定める。</u></p> <p>(監査役会の招集通知)</p> <p>第 36 条 (条文省略)</p> <p><u>(監査役会の決議)</u></p> <p>第 37 条 <u>監査役会の決議は、法令に別段の定めある場合を除き、監査役の過半数をもってこれを行う。</u></p> <p><u>(監査役会の議事録)</u></p> <p>第 38 条 <u>監査役会の議事録には、議事の経過の要領及びその結果を記載し、出席した監査役がこれに記名捺印する。</u></p> <p>2. <u>監査役会の議事録は、決議の日から 10 年間本店に備え置く。</u></p> <p>(監査役会規程)</p> <p>第 39 条 (条文省略)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>第 6 章 決算</p> <p>(営業年度及び決算期)</p> <p>第 40 条 <u>当社の営業年度は、毎年 9 月 1 日から翌年 8 月 31 日までとし、毎営業年度の末日をもって決算期とする。</u></p> <p>(利益配当)</p> <p>第 41 条 <u>当社の利益配当金は、毎決算期の最終の株主名簿等に記載又は記録された株主又は登録質権者に対して支払う。</u></p> <p>(中間配当)</p> <p>第 42 条 <u>当社は、取締役会の決議により、毎年 2 月末日の最終の株主名簿等に記載又は記録された株主又は登録質権者に対し、商法第 293 条ノ 5 に定める金銭の分配 (以下中間配当金という) を行うことができる。</u></p> <p>(利益配当金等の除斥期間)</p> <p>第 43 条 <u>利益配当金及び中間配当金が、支払開始の日から満 3 年を経過しても受領されないときは、当社は、その支払の義務を免れるものとする。</u></p> <p>2. <u>利益配当金、及び中間配当金には、利息をつけない。</u></p>	<p><u>を選定する。</u></p> <p>(削除)</p> <p>(監査役会の招集通知)</p> <p>第 33 条 (現行どおり)</p> <p>(削除)</p> <p>(削除)</p> <p>(監査役会規程)</p> <p>第 34 条 (現行どおり)</p> <p><u>(報酬等)</u></p> <p>第 35 条 <u>監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。</u></p> <p><u>(社外監査役の責任免除)</u></p> <p>第 36 条 <u>当社は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、社外監査役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、同法第 425 条第 1 項各号に定める額の合計額とする。</u></p> <p>第 6 章 計算</p> <p>(事業年度)</p> <p>第 37 条 <u>当社の事業年度は、毎年 9 月 1 日から翌年 8 月 31 日までの 1 年とする。</u></p> <p>(剰余金の配当の基準日)</p> <p>第 38 条 <u>当社の期末配当の基準日は、毎年 8 月 31 日とする。</u></p> <p>2. <u>当社の中間配当の基準日は、毎年 2 月末日とする。</u></p> <p>(削除)</p> <p>(配当金の除斥期間)</p> <p>第 39 条 <u>配当財産が金銭である場合は、その支払開始の日から満 3 年を経過してもなお受領されないときは、当社はその支払義務を免れる。</u></p> <p>2. <u>前項の未払配当財産には、利息をつけない。</u></p>
--	--